

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年12月16日

水 曜 日

第 3995 号

目 次

条 例	
○富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	2
○富山県建築審査会条例の一部を改正する条例	
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	3
○富山県税条例の一部を改正する条例	7
○富山県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例及び富山県技術専門学院条例の一部を改正する条例	12
○富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	13
○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例及び富山県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	
○富山県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例	17

条 例

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例、富山県建築審査会条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例、富山県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例及び富山県技術専門学院条例の一部を改正する条例、富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例及び富山県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例及び富山県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例を公布する。

平成27年12月16日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第62号

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、法第 2 条第 5 項に規定する個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 2 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、知事又は教育委員会が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

2 知事又は教育委員会は、前項に規定する事務を処理するために必要な限度で法別表第 2 の第 4 欄に掲げる法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、同条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用して他の同条第12項に規定する個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(規則への委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

(情報政策課)

富山県条例第63号

富山県建築審査会条例の一部を改正する条例

富山県建築審査会条例（昭和25年富山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 3 条から第 5 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例の一部改正)

2 富山県各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例（昭和37年富山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「第4条」を「第5条」に改める。

(建築住宅課)

富山県条例第64号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の225の項中「第32条の4第1項第5号ロ」を「第32条の4第1項第6号ロ」に改め、同表の369の項中「第6条第1項第5号ロ」を「第6条第1項第6号ロ」に改め、同表の415の4の項の次に次のように加える。

<p>415 の 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該申請を行う者が同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合にお</p>
---	-------------------------	---

		<p>ける当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、それぞれ当該額から 8,000 円を減じた額)</p> <p>(1) 3 月以内の期間を限って営む風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 22 の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 14,000 円（同法第 31 条の 23 において準用する同法第 4 条第 3 項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあっては、20,800 円)</p> <p>(2) その他の審査 24,000 円（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 4 条第 3 項の規定が適用される営業所につき同法第 31 条の 22 の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査にあっては、30,800 円)</p>
415 の 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 5 条	特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料	1,100 円

第 4 項の規定に基づく許可証の再交付		
415 の 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料	8,600 円（当該申請を行う者が同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,800 円）
415 の 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく特定遊興飲食店事業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料	11,000 円（当該申請を行う者が同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,300 円）
415 の 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく特定遊興飲食店事業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料	11,000 円（当該申請を行う者が同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 31 条の 23 において準用する同法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,300 円）

415 の 10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業所構造設備変更承認申請手数料	9,900円
415 の 11 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第9条第4項の規定に基づく許可証の書換え	特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料	1,400円
415 の 12 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第10条の2第1項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査	特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料	13,000円（当該申請を行う者が同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第10条の2第1項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあっては、10,000円）
415 の 13 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第10条の2第5項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者認定証の再交付	特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料	1,100円
415 の 14 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第24条第6項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習	特定遊興飲食店営業管理者講習手数料	講習 1 時間につき 650 円

この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の225の項及び369の項の改正規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (2) 別表第1に415の5の項を加える改正規定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第4条第3項の規定が適用される営業所に係る部分を除く。） 平成28年3月23日

(財 政 課)

富山県条例第65号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条から第19条までを次のように改める。

（徴収の猶予等）

- 第11条** 知事は、法第15条第3項に規定する徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は法第15条第5項に規定する徴収の猶予期間の延長（以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。
- 2 知事は、前項の場合において、当該分割納付又は当該分割納入の各納期限及び各納期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。
 - 3 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付若しくは分割納入の各納期限又は各納期限ごとの納付金額若しくは納入金額を変更することができる。

- 4 知事は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納期限及び各納期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納期限及び各納期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 知事は、第 3 項の規定により分割納付若しくは分割納入の各納期限又は各納期限ごとの納付金額若しくは納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の分割納付若しくは分割納入の各納期限又は各納期限ごとの納付金額若しくは納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収の猶予等の申請手続)

第12条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の事項で規則で定めるものとする。

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の書類で規則で定めるものとする。

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の事項で規則で定めるものとする。

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、財産目録、担保の提供に関する書類その他の書類で規則で定めるものとする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由、徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間その他の事項で規則で定めるものとする。

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、担保の提供に関する書類その他の書類で規則で定めるものとする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予等)

第13条 第11条の規定は、法第15条の5第2項に規定する職権による換価の猶予（以下この節において「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、第11条第1項中「金額」とあるのは「金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第1項で定める額を限度とする。）」と、「期間内」とあるのは「期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）」と、同項及び同条第3項中「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

（職権による換価の猶予等の手続）

第14条 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、財産目録、担保の提供に関する書類その他の書類で規則で定めるものとする。

（申請による換価の猶予等）

第15条 第11条の規定は、法第15条の5第1項に規定する申請による換価の猶予（以下この節において「申請による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、第11条第1項中「金額」とあるのは「金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第2項において読み替えて準用する同条第1項で定める額を限度とする。）」と、「期間内」とあるのは「期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）」と、同項及び同条第3項中「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

2 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

（申請による換価の猶予等の申請手続）

第16条 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細、納付又は納入が困難である金額、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間その他の事項で規則で定めるものとする。

2 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、財産目録、担保の提供に関する書類その他の書類で規則で定めるものとする。

3 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入

することができないやむを得ない理由、申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間その他の事項で規則で定めるものとする。

4 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第17条 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、徴収の猶予、職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予に係る金額が100万円以下である場合、その猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第18条及び第19条 削除

第51条の9第1項第1号中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）」に改める。

第52条第1項第2号及び第53条第1項第2号中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第56条第3項中「又は保険業」を「、保険業又は貿易保険業」に改める。

第58条第1項各号列記以外の部分及び第2項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第62条第1項第3号中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）」に改める。

第68条第3項中「報告」の次に「又は規則で定める様式による届出書の提出」を加える。

第73条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「又は所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）又は法人番号（法人番号を有しない者にあつては、所在地及び名称）」に改める。

第75条第2項第1号及び第85条第2項第1号中「及び住所又は所在地」を「、住所又は所在地及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）又

は法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）」に改める。

第87条第1号及び第105条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「又は所在地、氏名又は名称及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）又は法人番号（法人番号を有しない者にあつては、所在地及び名称）」に改める。

第136条の2第2項第1号ア、第2号ア及び第3号ア中「及び住所又は所在地」を「住所又は所在地及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）又は法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）」に改める。

第139条第3項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を、「規定する学校」の次に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第156条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は所在地、氏名又は名称及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）又は法人番号（法人番号を有しない者にあつては、所在地及び名称）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第139条第3項の改正規定 公布の日
- (2) 第51条の9第1項第1号、第62条第1項第3号、第68条第3項、第73条の2第1項第1号、第75条第2項第1号、第85条第2項第1号、第87条第1号、第105条第2項第1号、第136条の2第2項第1号ア、第2号ア及び第3号ア並びに第156条第1号の改正規定 平成28年1月1日
- (3) 第52条第1項第2号、第53条第1項第2号、第56条第3項並びに第58条第1項各号列記以外の部分及び第2項の改正規定 平成29年4月1日

（徴収の猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の富山県税条例（以下「新条例」という。）第11条、第12条及び第17条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附

則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される同条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された地方税法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第 13 条、第 14 条及び第 17 条（新法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第 15 条、第 16 条及び第 17 条（新法第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

（税 務 課）

富山県条例第 66 号

富山県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例及
び富山県技術専門学院条例の一部を改正する条例

（富山県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部改正）

第 1 条 富山県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例（平成 24 年富山県条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条各号列記以外の部分中「第 15 条の 6 第 1 項ただし書」を「第 15 条の 7 第 1 項ただし書」に改める。

第 4 条中「第 15 条の 6 第 3 項」を「第 15 条の 7 第 3 項」に改める。

（富山県技術専門学院条例の一部改正）

第 2 条 富山県技術専門学院条例（昭和 63 年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 15 条の 6 第 1 項第 1 号」を「第 15 条の 7 第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(職業能力開発課)

富山県条例第67号

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表に次のように加える。

富山新港太陽光発電所	4,500	射水市
------------	-------	-----

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(企・電気課)

富山県条例第68号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例及び富山県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

第 1 条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年富山県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 条第 1 項第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号」に改める。

(富山県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第 2 条 富山県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「この項において」を削り、同条第 2 項中「次条第 1 項

第 1 号」を「次条第 2 項第 1 号」に改める。

第 3 条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（風俗営業の営業時間の特例）

第 3 条 法第 13 条第 1 項の条例で定める時は、午前 1 時とする。

2 法第 13 条第 1 項第 1 号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、同項第 1 号の当該事情のある地域として条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

(1) 8 月 14 日から同月 18 日までの日 県内全域

(2) 12 月 25 日から翌年の 1 月 8 日までの日 県内全域

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、富山県公安委員会規則（以下「規則」という。）で定める日 規則で定める地域及びその他の地域であつて次項に規定する地域

3 法第 13 条第 1 項第 2 号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、法第 2 条第 1 項各号に掲げる営業（同項第 4 号の営業にあつては、まあじやん屋に限る。）について別表第 1 第 1 項から第 3 項までに掲げる区域とする。

第 4 条を削る。

第 5 条第 1 項中「日出時から」を「午前 6 時後」に、「同項第 7 号」を「同項第 4 号」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 1 項第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 項の表の備考第 2 号中「日出時から日没時まで」を「午前 6 時後午後 6 時前」に改め、同表の備考第 3 号中「日没時」を「午後 6 時」に、「午前零時まで」を「午前零時前」に改め、同表の備考第 4 号中「日出時」を「午前 6 時」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定中「営業所で」を「営業所において」に改め、同項第 6 号中「出入口又は客室」を「客室等」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「第 2 条第 1 項第 7 号及び第 8 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号」に改め、同項第 1 号中「営業所で、とばく類似行為」を「営業所において、賭博類似行為」に改め、同項第 3 号中「営業所で」を「営業所において」に、「第 2 条第 1 項第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号」に、「第 2 条第 1 項第 8

号」を「第 2 条第 1 項第 5 号」に改め、同条に次の 1 項を加え、同条を第 6 条とする。

3 法第 2 条第 1 項第 5 号の営業を営む風俗営業者は、午後 6 時から午後 10 時前の時間において 16 歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

第 8 条を削り、第 9 条を第 7 条とし、第 10 条を第 8 条とする。

第 11 条中「日出時」を「午前 6 時」に改め、同条を第 9 条とする。

第 12 条を第 10 条とし、第 13 条を第 11 条とし、第 14 条を第 12 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所の設置許容地域)

第 13 条 法第 31 条の 23 において準用する法第 4 条第 2 項第 2 号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

(1) 別表第 1 第 1 項から第 3 項までに掲げる区域

(2) 次のア又はイに掲げる地域

ア 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院の敷地の周囲 50 メートルの区域外の地域

イ 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設のうち、児童等を入所等させるものの敷地の周囲 70 メートルの区域外の地域

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第 14 条 特定遊興飲食店営業者（法第 2 条第 12 項に規定する特定遊興飲食店営業者をいう。以下同じ。）は、県内全域において、午前 5 時から午前 6 時までの時間においては、その営業を営んではならない。

第 16 条中「日出時」を「午前 6 時」に改め、同条を第 18 条とする。

第 15 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同条を第 17 条とする。

第 14 条の次に次の 2 条を加える。

(深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の数値)

第 15 条 法第 31 条の 23 において準用する法第 15 条の条例で定める騒音に係る数値は、第 5 条第 1 項の表の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の右欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第16条 特定遊興飲食店営業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 営業所において、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業を営み、又は他の者に営ませないこと。
- (2) 営業所において、卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は従業者若しくは客にこれらの行為をさせないこと。
- (3) 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- (4) 営業中に、営業所の客室等に施錠をし、又は従業者若しくは客に当該行為をさせないこと。
- (5) 営業所において、賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は従業者若しくは客にこれらの行為をさせないこと。
- (6) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。
- (7) 午後6時から午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めること。

第18条の次に次の1条を加える。

(風俗環境保全協議会を設置する地域)

第19条 法第38条の4の条例で定める地域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 富山中央警察署が管轄する区域のうち、別表第1第1項及び第2項に掲げる区域
- (2) 高岡警察署が管轄する区域のうち、別表第1第3項に掲げる区域
別表第1中「(第2条、第4条関係)」を「(第2条、第3条、第13条、第19条関係)」に改める。

別表第2中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に、「第3条第1項第1号」を「第3条第2項第1号」に、「第3条第1項第3号」を「第3条第2項第3号」に、「第4条」を「第3条第3項」に、「日出時から」を「午前6時後」に、「午前零時まで」を「午前零時前」に改める。

別表第3中「(第5条、第10条、第12条、第13条関係)」を「(第4条、第8

条、第10条、第11条関係)」に改める。

別表第 4 中「(第10条、第12条―第14条関係)」を「(第 8 条、第10条―第12条関係)」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 6 月23日から施行する。

(警・生活安全企画課)

富山県条例第69号

富山県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例
を廃止する条例

富山県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年富山県条例第56号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に収受されていないこの条例による廃止前の富山県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する発行手数料及び旧条例第 3 条第 1 項に規定する情報提供手数料については、なお従前の例による。

(富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

3 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 1 項を削り、第 1 の 2 項を第 1 項とし、第 1 の 3 項を第 1 の 2 項とする。

別表第 2 第 1 項及び別表第 4 第 1 項中「、第 1 の 2 項」を削る。

(富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第 2 条第 1 項

に規定する発行手数料の徴収に関する事務の処理については、なお従前の例による。

(情報政策課)